



第126回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時

開催場所

北九州市小倉北区船場町4番8号
井筒屋新館 9階パステルホール

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

第126回定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
事業報告	3
連結計算書類	26
個別計算書類	37
監査報告書	47
株主総会参考書類	52

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況や、ご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置に対し、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。あわせて、書面（招集ご通知同封の議決権行使書）による事前の議決権行使のご利用も、よろしくようお願い申し上げます。

本年の当社株主総会のご出席に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、事前登録制とさせていただきます。詳細につきましては、同封いたしております「当社第126回定時株主総会の事前登録制（優先入場）についてのお知らせ」をご高覧くださいようお願い申し上げます。

株 主 各 位

北九州市小倉北区船場町1番1号

株式会社 **井 筒 屋**
代表取締役 影 山 英 雄

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年5月26日（水曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区船場町4番8号
井筒屋新館 9階パステルホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第126期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第126期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ① 議決権行使書の賛否欄に記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- ② 議決権行使書にて重複して行使された議決権の取扱いは、株主総会直近に行使された議決権を有効とします。
- ③ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提示が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.izutsuya.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 井筒屋グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、期前半は、1度目の緊急事態宣言が発令され、経済活動も大幅に制限されるなど景気は急速に悪化いたしました。期後半は、外需の回復や緩和的な金融環境、経済対策効果に支えられ景気に緩やかな持ち直しがみられましたものの、引き続き世界経済の不確実性が懸念される中、年明け早々には2度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

百貨店業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業や営業時間の短縮をはじめ、大型催事の中止などによる入店客数の大幅な減少や、インバウンド需要の激減などにより、全国的に前年実績を大幅に下回る厳しい商況となりました。

当社グループにおきましては、中長期的な将来展望を踏まえ、経営資源の選択と集中を基軸とした「井筒屋グループ中期3ヵ年経営計画（2019年度～2021年度）」を推進しております。計画2年目となる当期は、本店と山口店の収益基盤を盤石なものとするべく取り組みを進める中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで経験したことのない極めて厳しい営業活動を余儀なくされました。

こうした状況の下、当社グループは、お客様の安心・安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための様々な施策を講じ、お客様に安心してご来店いただける環境を整えてまいりました。

フロアを3層に縮小して営業しておりました黒崎店につきましては、昨年8月17日をもってその歴史に幕を閉じました。62年間の長きにわたりご愛顧いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

当期における当社グループの業績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業や、営業時間の短縮に加え、営業を終了いたしました黒崎店の業績が影響し、売上高は505億34百万円（前期比76.4%）、営業利益は12百万円（前期比1.0%）、経常損失は1億65百万円（前年同期は10億30百万円の経常利益）、繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億11百万円（前期比27.2%）となりました。

	井筒屋グループ	株式会社井筒屋
売上高	50,534百万円(前期比 76.4%)	43,960百万円(前期比 74.9%)
営業利益	12百万円(前期比 1.0%)	167百万円(前期比 11.9%)
経常損失	165百万円(前期比 ー%)	259百万円(前期比 ー%)
親会社株主に帰属する当期純利益	111百万円(前期比 27.2%)	ー
当期純利益	ー	22百万円(前期比 6.9%)

【百貨店業】

当社グループの主要事業であります百貨店業におきましては、1度目の緊急事態宣言時には、昨年4月9日から37日間にわたり、本店および黒崎店の食品売場を除くフロアを臨時休業し、山口店やサテライトショップでは、営業時間の短縮や一部店舗の休業を行うなど、これまで経験したことの無い極めて厳しい営業活動を余儀なくされました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、従業員の検温やマスク着用を徹底、お客様へは検温や手指消毒の促進を行い、密な状態を避ける運営を徹底するなど、お客様が安心・安全にご利用いただける環境を整備し、地域小売業としての役割を果たすべく努めております。

営業再開後の商況につきましては、高額品消費の伸長や、外出自粛に伴う食品やリビング用品、家電といった家中関連需要が増加しましたものの、衣料品や飲食テナント等は売上減少が顕著にみられました。第2四半期以降は、高額品消費、家中関連需要の堅調に加え、大型催事の再開や販売チャネルの拡充等により売上高は徐々に回復の兆しをみせておりましたが、感染者数の増加や2度目の緊急事態宣言発令に伴い、お客様の消費行動に慎重さがみられ、依然として先行き不透明な商況が続いております。

本店におきましては、オンラインショッピングにおいて、「福袋」や「ギフト解体セール」、「バレンタイン」等の人気カテゴリーの商材を増強、食品宅配サービスでは対象エリアを新たに門司、戸畑、八幡地区まで拡大し、お客様の利便性向上に努めてまいりました。また、コロナ禍における新たな取り組みとして、一部のショップやイベントでオンラインでのリモート接客を開始いたしました。

地元支援といたしましては、行政機関とタイアップし、当社のオンラインシステムを活用した市内配送サービス「デリバリー北九州」を実施し、市民の皆様への買物支援や、売上に影響を受けている地元飲食店の販路拡大支援に努めてまいりました。さらにお歳暮ギフトでは、地元北九州市の産品を送料無料でお届けする新企画「北九州市 地元の逸品支援事業～贈ってふるさと自慢～」を実施し、参加企業、お客様から大変ご好評をいただきました。

開催を見合わせておりました物産展や「ギフト解体セール」、「バレンタインショコラスペシャルite」等の人気催事も、昨年9月以降、新型コロナウイルス感染防止対策に留意しながら再開し、大変ご好評をいただきました。また、「井筒屋にぎわい商品券」など、還元率の高いプレミアム商品券の発行・販売は、消費喚起を促す一助となり、年間最大商戦の12月には前年実績を上回るなど、売上高は徐々に回復の兆しをみせておりましたが、年末年始の帰省・外出の自粛や天候不良、2度目の緊急事態宣言発令の影響により、年明けの1、2月は厳しい商況となりました。

山口店におきましては、地域おこしの一環として「チョコレートフェスタ」の開催や地元支援のための物産展「TEGO市」を開催いたしました。また、県産農林水産物の需要の回復・拡大の一助を担うべく、山口県発行のカタログギフト「ぶちうま！山口」の販売など、多くの地元業者の販路拡大支援に努めてまいりました。昨年5月には地域小売業としての役割を果たすべく、山口商工会議所と連携し、店舗内に「経済産業省 持続化給付金 申請サポート会場」を設置いたしました。

サテライトショップにおきましては、昨年9月にイオンタウン黒崎内に「イオンタウン黒崎ショップ」をオープンいたしました。百貨店ならではのギフト提案を中心に商品を取り揃え、友の会や中元・歳暮のお手続きにもご利用いただくことができるショップとしてご好評をいただいております。なお、昨年10月31日にJR小倉駅の改装に伴い「小倉駅店」を、本年1月31日に「大牟田ショップ」をそれぞれ閉店いたしました。長年のご愛顧に御礼申し上げます。

当社グループは、今後の商環境変化に対応するため、店舗の更なる魅力向上と効率的な運営体制の構築に努めますとともに、引き続き安心・安全を第一に、お客様にご満足いただける百貨店らしさを追求してまいります。

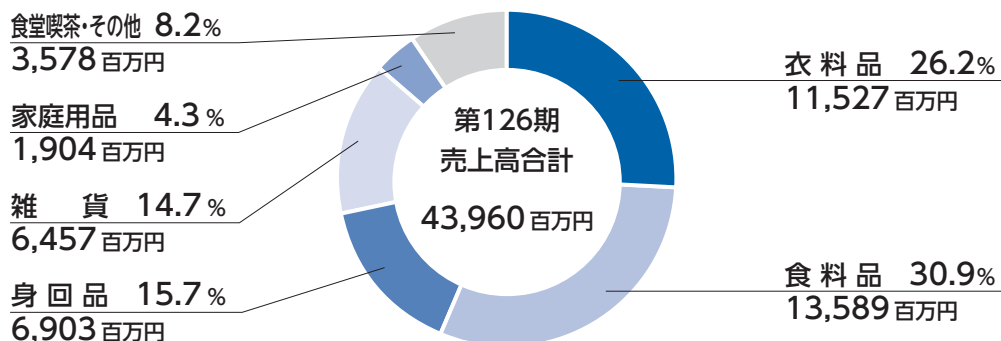
百貨店業における売上高につきましては、505億34百万円（前期比76.4%）、営業利益は2億5百万円（前期比13.7%）となりました。

【友の会事業】

株式会社井筒屋友の会が前払式の商品販売の取次を行っており、外部顧客に対する売上高はなく、業績につきましては、営業損失10百万円（前年同期は19百万円の営業損失）となりました。

【株式会社井筒屋の売上高内訳】

分野別名称	第126期(当期) 2020年度	構成比
衣料品	11,527百万円	26.2%
食料品	13,589百万円	30.9%
身回品	6,903百万円	15.7%
雑貨	6,457百万円	14.7%
家庭用品	1,904百万円	4.3%
食堂喫茶・その他	3,578百万円	8.2%
合計	43,960百万円	100.0%



(2) 設備投資の状況

当期におきまして実施いたしました設備投資の総額は76百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当期中に完成した主要設備

本社

本店売場改装工事・本館設備改修工事

(3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不測の事態に備え、取引金融機関との当座貸越契約に基づき、借入枠50億円を設定し、当連結会計年度は5億円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大と経済活動の抑制がしばらく続くことが予想されますものの、ワクチンの普及などにより、経済の自律的回復力が高まることが期待されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後も、財政・金融政策の行方など懸念材料も多く、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。当社グループでは、「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画（2019年度～2021年度）」を推進いたしておりますが、計画3年目、最終年度にあたる本年度につきましては、対処すべき課題として位置づけておりますのは、次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ先行き不透明な状況の下、井筒屋グループといたしましては、今後もお客様と従業員の安心・安全を最優先し危機管理対応を徹底するとともに、社会インフラのひとつとして百貨店の役割を果たしてまいります。

旗艦店である本店と山口店につきましては、より一層魅力を高め、収益力を強化するための売場改装を行うとともに、地域のお客様のニーズに応えてまいります。また、百貨店の強みである編集力を活かした売場づくりを行い、商品力・販売力・サービス力を強化し、店舗価値の向上を図ってまいります。

また、デジタル技術を活用したネット販売、スマートフォンやタブレットを使った販売促進・リモートでの販売等を積極的に推し進めるとともに、働き方改革という観点も含め、売場や後方部門の事務業務の自動化など、業務効率化を推進してまいります。

外商事業におきましては、顧客満足の更なる向上と外商活動売上の拡大に努めますとともに、昨今需要が高まっておりますハウスリフォーム事業を拡大し、収益・生産性の向上に取り組んでまいります。

黒崎店閉店後の対応につきましては、「イオンタウン黒崎ショッピング」を軸に展開しておりますが、同地区のお客様がより一層本店や近隣のサテライトショッピングをご利用いただける施策を強化し、お客様の深耕・拡大を図ってまいります。

以上を当社グループの対処すべき課題とし、これまで取り組んでまいりました事業構造改革を定着・発展させ、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化に努めてまいります。

株主の皆様には倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画（2019年度～2021年度）

当社グループでは、「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画（2019年度～2021年度）」を策定いたしております。本計画につきましては、中長期的な将来展望を踏まえ、経営資源の選択と集中を基軸とした「構造改革の中計」と位置づけ、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化に努めてまいります。

1. 当社グループのビジョン

「地域小売業のリーディングカンパニーとして発展していく」をグループビジョンとし、ステークホルダーに対し、以下の価値を提供してまいります。

顧客…地域唯一の百貨店として高品質、流行のものを上質な環境、接客、サービスと共にお届けします。

従業員…大型小売店舗として雇用の場を創出し、そこで働く従業員の成長と働きがいを追求します。

取引先…自由競争、対等な立場、公正な取引、信頼のもと、顧客接点および利益、雇用創出の場を提供します。

株主…安定的な収益基盤と健全な財務体質を確立し、持続的な成長を実現することにより企業価値を増大させます。

2. 戦略の方向性

● 本店を中心とした旗艦店へ経営資源を集中

旗艦店である本店・山口店へ経営資源を集中し、収益力の向上と更なる組織構造改革を推進してまいります。

● 将来リスクを見据えた競争優位性の確立と収益力の維持・向上

本店の大型改装を主とした店舗価値の向上、アライアンスやサービス拡充による顧客・商圏の拡大、接客力・販売力の強化により、他小売業への競争優位性の確立を図ってまいります。

また、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大等、商環境の急激な悪化に対応するため、効果的な営業活動と効率的な経費の運用に努め、収益力の維持・向上を図ってまいります。

3. 最終年度（2021年度）の数値目標

連結業績	2021年度（本中計最終年度）		対 比
	目標値	予想値	
売上高	600億円	520億円	△ 80億円
営業利益	12億円	8億円	△ 4億円
営業利益率	2.0%	1.5%	△ 0.5%
経常利益	7億円	3億円	△ 4億円
経常利益率	1.2%	0.6%	△ 0.6%

本中計最終年度（2021年度）の予想値につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を織り込んだ上、算出したしております。実際の業績等は、今後様々な要因により変動する可能性があります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 井筒屋グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第123期 2017年3月から 2018年2月まで	第124期 2018年3月から 2019年2月まで	第125期 2019年3月から 2020年2月まで	第126期 2020年3月から 2021年2月まで
売上高 (百万円)	78,304	78,955	66,145	50,534
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	561	795	1,030	△165
親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	675	△2,459	409	111
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	58.94	△214.65	37.75	9.73
総資産 (百万円)	58,008	54,491	50,339	47,987
純資産 (百万円)	10,121	7,643	8,113	8,257

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第124期は、固定資産の減損損失、事業構造改善引当金繰入額等を特別損失に計上しております。
3. 第125期より「税効果会計に係る会計基準の一部改正」を適用したため、第124期についても遡及適用後の総資産を記載しております。

② 株式会社井筒屋の財産および損益の状況の推移

区 分	第123期 2017年3月から 2018年2月まで	第124期 2018年3月から 2019年2月まで	第125期 2019年3月から 2020年2月まで	第126期 2020年3月から 2021年2月まで
売上高 (百万円)	58,226	57,815	58,717	43,960
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	498	△1,040	983	△259
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	538	△2,950	319	22
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	47.02	△257.53	27.84	1.93
総資産 (百万円)	53,118	49,366	47,445	45,180
純資産 (百万円)	9,388	6,434	6,751	6,773

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第124期は、固定資産の減損損失、事業構造改善引当金繰入額等を特別損失に計上しております。
3. 第125期より「税効果会計に係る会計基準の一部改正」を適用したため、第124期についても遡及適用後の総資産を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2021年2月28日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社山口井筒屋	50	100.0	百貨店業
株式会社レストラン井筒屋	10	100.0	飲食業
株式会社井筒屋友の会	50	96.0	前払式特定取引業
		欄外(注)参照	
株式会社井筒屋商事	10	100.0	販売斡旋業及び卸売業

(注) 当社は株式会社井筒屋友の会における議決権比率の96%を保有しており、残りの4%につきましては、株式会社山口井筒屋が保有しております。

(7) 井筒屋グループの事業内容（2021年2月28日現在）

当社グループは百貨店業を主な事業内容とし、百貨店業に付随、関連する友の会事業等の事業活動を展開しております。

(8) 井筒屋グループの主要な事業所（2021年2月28日現在）

会社名	事業所名および所在地
当社	本社および本店 北九州市小倉北区船場町1番1号
株式会社山口井筒屋	本社および山口店 山口県山口市中市町3番3号

(注) 黒崎店は、2020年8月17日をもって営業を終了いたしました。

(9) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

① 井筒屋グループの従業員の状況

事業の種類別の区分	従業員の数	前期末比増減
百貨店業	793名	57名減
友の会事業	1名	増減なし

(注) このほか、臨時従業員として百貨店業119名がおります。

② 株式会社井筒屋の従業員の状況

区分	従業員の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	251名	22名減	52.6歳	17.2年
女性	433名	32名減	46.4歳	14.0年
合計または平均	684名	54名減	48.6歳	15.1年

(注) 従業員の数には他社からの出向者22名を含み、他社への出向者45名を含んでおりません。

(10) 井筒屋グループの主要な借入先 (2021年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社北九州銀行	9,976
株式会社みずほ銀行	3,259
株式会社山口銀行	1,918
株式会社三井住友銀行	1,449
株式会社もみじ銀行	1,342

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年2月28日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,480,495株（自己株式23,693株を含む） |
| (3) 株主数 | 9,379名（前期末比583名減少） |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	株	%
井 筒 屋 共 栄 持 株 会	1,080,400	9.4
西 日 本 鉄 道 株 式 会 社	1,052,041	9.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	467,800	4.1
株 式 会 社 だ い こ う 証 券 ビ ジ ネ ス	452,400	3.9
株 式 会 社 福 岡 銀 行	334,910	2.9
株 式 会 社 S B I 証 券	178,622	1.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	166,700	1.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	141,100	1.2
酒 井 一	140,300	1.2
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	139,847	1.2
合 計	4,154,120株	36.3%

（注） 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	影 山 英 雄	社長執行役員 営業本部長
取 締 役	赤 坂 英 典	専務執行役員 管理本部長
取 締 役	兼 石 一 郎	常務執行役員 管理副本部長兼内部統制室長
取 締 役	桶 谷 祥 太 郎	常務執行役員 営業副本部長
取 締 役	梅 田 久 和	梅田公認会計士事務所所長 公認会計士
取 締 役	吉 田 功	執行役員 本店長
取 締 役	安 田 堅 太 郎	西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長 西日本鉄道株式会社 執行役員
常 勤 監 査 役	日 高 伸 一	
監 査 役	辰 巳 和 正	辰巳和正法律事務所 所長弁護士
監 査 役	成 清 雄 一	TOTO株式会社 常勤監査役
監 査 役	藤 田 光 博	株式会社北九州銀行 代表取締役会長

- (注) 1. 取締役 梅田久和、安田堅太郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 辰巳和正、成清雄一、藤田光博の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、辰巳和正、成清雄一の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、取締役 梅田久和、安田堅太郎および監査役 辰巳和正、成清雄一、藤田光博の5氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。
4. 監査役 日高伸一氏は、長きに亘り当社の業務部門を経験し、業務監査室部長を歴任するなど、業務監査に関する豊富な知識を有するものであります。
5. 社外監査役 辰巳和正氏は、弁護士として培ってきた豊富な専門知識・経験を有するものであります。
6. 社外監査役 成清雄一氏は、TOTO株式会社の常勤監査役であり、財務および会計・法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役 藤田光博氏は、株式会社北九州銀行の代表取締役会長であり、豊富な経営経験をはじめ財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 2021年3月1日付で次のとおり取締役の担当が変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役	吉 田 功	常務執行役員 営業副本部長兼営業企画担当
取 締 役	桶 谷 祥太郎	執行役員 株式会社山口井筒屋 代表取締役社長

9. 取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	入 江 壮 行	外商統括室長
執 行 役 員	大 森 俊 介	経営企画兼総務担当
執 行 役 員	松 本 圭	株式会社山口井筒屋 代表取締役社長

10. 2021年3月1日付で次のとおり執行役員の担当が変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	松 本 圭	本店長

11. 2021年3月1日付で、入江壮行氏は、執行役員を辞任により退任いたしております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（当社兼任の子会社役員を含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	81百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	17百万円 (5百万円)
合 計	12名	98百万円

- (注) 1. 上記には、2020年5月28日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 上記支給額のほか、当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額について、記載すべき金額はありません。
3. 上記支給額は全額基本報酬（月例給与の総額）であり、他の報酬（業績連動報酬等および非金銭報酬等）はありません。
4. 使用人兼務取締役はおりません。
5. 報酬限度額（月額） 取締役18百万円 監査役4百万円

(4) 取締役および監査役の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

当社の取締役および監査役の報酬等の決定については、透明性や公平性を担保するため、代表取締役および常勤監査役で構成する「役員業績評定委員会」で予審した内容を、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の兼職の状況

氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社グループと当該他の法人等との関係
梅 田 久 和	梅田公認会計士事務所	所長公認会計士	特別の関係はありません
安 田 堅太郎	西鉄バス北九州株式会社	代表取締役社長	欄外（注）参照
	西日本鉄道株式会社	執 行 役 員	

- (注) 西鉄バス北九州株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。また、西日本鉄道株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。

② 社外監査役の兼職の状況

氏名	兼職先	兼職内容	当社グループと当該他の法人等との関係
辰巳和正	辰巳和正法律事務所	所長弁護士	特別の関係はありません
成清雄一	TOTO株式会社	常勤監査役	欄外(注)1.参照
藤田光博	株式会社北九州銀行	代表取締役会長	欄外(注)2.参照

- (注) 1. TOTO株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。
2. 株式会社北九州銀行は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売および借入金等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	梅田久和	当期開催の取締役会14回全てに出席し、これまで公認会計士として培ってきた専門知識・経験を活かした助言・提言を行っております。
社外取締役	安田堅太郎	社外取締役就任後に開催された取締役会10回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、適切に様々な助言・提言を行っております。
社外監査役	辰巳和正	当期開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査役会6回全てに出席し、これまで弁護士として培ってきた専門知識・経験を活かした助言・提言を行っております。
社外監査役	成清雄一	当期開催の取締役会14回のうち13回、また、監査役会6回全てに出席し、財務・会計・法務に関する豊富な知見を活かした助言・提言を行っております。
社外監査役	藤田光博	当期開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査役会6回全てに出席し、豊富な経営経験を通じて培ってきた知見から適切に様々な助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務等を委託しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、責任限定契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な職務遂行を行うことが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合、監査役会は会計監査人の不再任および新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制をとる。
 - ② 取締役会は、法令、定款、取締役会規程およびその他の社内規程等に従い、経営上の重要事項の決議を行い、または報告を受けるとともに、取締役の職務執行を監督する。取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員は、取締役会決議に基づき業務執行を行い、その状況を取締役に報告する。取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役相互で監視し合う他、監査役会による監査を受ける。
 - ③ 代表取締役は計算書類を監査役会および会計監査人に提出し、監査を受けるものとする。
 - ④ 当社は社外取締役を選任し、客観的視点での経営のアドバイスとチェックを受ける。
 - ⑤ 当社は監査役による監査の実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - ⑥ 財務報告の適正性確保のため、以下の体制整備を図る。
 - ・ 経理、情報システム、内部監査等に関する規程等を整備し、財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制の充実を図る。
 - ・ 財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
 - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。福岡県暴力団排除条例を遵守するとともに、「暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる利益の供与」は行わない。
 - ⑧ 代表取締役はコンプライアンス、適切なリスク管理体制確立のための取り組みの状況（内部通報の状況を含む）につき、3ヵ月に1度以上取締役会に報告することとし、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
 - ① 取締役会は文書取扱規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに文書取扱規程に基づき、保管、管理する。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録

- ・ 執行役員会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 決裁書
 - ・ その他取締役会が決定する書類
- ② 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書取扱規程で定める。
- ③ 代表取締役は取締役、執行役員、社員に対し、文書取扱規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は適切なリスク管理体制整備のために以下の措置をとる。
- ・ 当社グループのリスク管理基本方針を策定し、当社各部門に浸透を図る。リスク管理は内部統制室が担当し、各部門に対する指導権限を持つ。
 - ・ 当社代表取締役を委員長とし、各店店長の他、主要なリスク事項を管理する部門の責任者を構成員とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では、当社のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室が担当する。
 - ・ 当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
 - ・ リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
 - ・ リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員の職務委嘱およびその職務分掌に基づき、業務の執行を行わせる。
- ② 取締役会は、取締役会、執行役員会等の重要な意思決定機関と、執行役員の決裁基準を設定する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社はコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を策定し、社員全員への浸透を図る。
 - ・コンプライアンスを担当する部署を内部統制室とし、当社とグループ企業に対する指導権限を与える。
 - ・当社の各部門にコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。
 - ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、その他業務の適正化のための規程の整備を行う。
 - ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
 - ・公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
 - ・内部監査部門である内部統制室を当社に設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
 - ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けた取り組み状況について、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。
6. 次に掲げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の整備を図るグループ企業は次のとおりとする。
- ・(株)山口井筒屋、(株)レストラン井筒屋、(株)井筒屋友の会、(株)井筒屋商事、井筒屋サービス(株)、(株)ニシコン
- イ 子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（ハおよびニにおいて「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社グループ企業は経営上重要な決定をする場合は、当社グループ共通の「意思決定機関の附議事項および附議基準」に基づき、当社においての事前協議や、当社への報告等を行う体制により業務の適正を確認する。また、業績については定期的に当社へ報告し、業務上重要な事項が発生した場合には、その都度、当社へ報告する。

- 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループ企業のリスク管理については当社内部統制室が指導権限を持つ。
 - ・当社代表取締役を委員長とするリスク管理委員会もグループ企業のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室が担当する。
 - ・当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要事項を当社グループ企業へ周知徹底する。
 - ・当社グループ企業のリスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、本社代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
 - ・リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が当社グループ企業で発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は子会社管理規程に基づき、当社のグループ企業の緊急事態、人事、経理、監査役監査、内部監査、経営、事業目標・計画などについて、当社の担当部門にて、指導、援助、相談を行う体制をとり、子会社における業務の効率的な遂行を図る。
- ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は当社グループ企業のコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。

 - ・当社グループ企業共通の「企業行動の基準」により、グループ企業の社員全員への浸透を図る。
 - ・グループ企業のコンプライアンスを担当する部署を当社内部統制室とし、指導権限を与える。
 - ・グループ企業にもコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。
 - ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、グループ企業についてもその他業務の適正化のための規程の整備を行う。
 - ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては、速やかに必要事項を当社グループ企業へ周知徹底する。

- ・公益通報者保護法の施行を受け、グループ企業についても内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
 - ・当社の内部監査部門である内部統制室が、グループ企業の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
 - ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けたグループ企業の取り組み状況についても、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、専任の補助使用人を置く。
8. 上記7.の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役がこれを行う。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得る。
9. 上記7.の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該補助使用人に対する指示の実効性確保に必要な下記の事項を実施する。
- ① 補助使用人の権限の確保（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む）
 - ② 必要な知識・能力を備えた専任または兼任の補助使用人の適切な員数の確保
 - ③ 補助使用人の活動に関する費用の負担
 - ④ 補助使用人に対する協力体制

10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席できる。
- ② 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題および監査上の重要課題等について意見交換し、あわせて必要と判断される要請を行うことができる。
- ③ 取締役および使用人は監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めたと時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたと時には当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ④ 内部統制室長は監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づき通報の状況について速やかに報告する。

ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 当社の監査役は、グループ企業の取締役会等の重要な会議に出席できる。
- ② グループ企業の取締役、監査役、および使用人は当社の監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めたと時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたと時には当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する。
- ③ 内部統制室長は当社の監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づきグループ企業の通報の状況について速やかに報告する。

11. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役へ通報を行った者が通報を行ったことを理由として、当社および当社グループ企業の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人に対し、不利な取扱いを受けないことを確保するための規程等を整備し周知する。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役職務の執行について生ずる費用については、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担する。また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合に要した費用等についても当社が負担する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は内部監査部門である内部統制室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査役は監査に当たり当社および当社グループ企業の重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の調査権を有す。
- ③ 監査役は取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めたときは、当社および当社グループ企業に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社および当社グループ企業各社は内部統制システム全般の整備・運用状況を当社内部統制室がモニタリングし、改善を進めている。また、内部統制委員会を年4回開催し、内部統制全般について報告、確認を行っている。

2. コンプライアンス体制

当社および当社グループ企業各社のコンプライアンス・オフィサー（各部署のコンプライアンス責任担当者）、幹部社員等を対象に社内研修を年に2回実施しており、新入社員に対しても入社時に研修を実施している。また、当社および当社グループ企業では内部通報への体制を設け周知徹底を行っている。

3. 財務報告に係る内部統制

適正な財務諸表作成に向けて体制強化を図り、財務報告関連部署の自己点検と内部監査によって財務報告の適正性を確保している。

4. 反社会的勢力の排除に向けた取組み

各部署で不当要求防止担当者を選任し対応している。また、社内研修の年2回の実施を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。

5. リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、想定されるリスクを洗い出し、対応策を検討している。通常発生した事象については、取締役まで情報が伝達するルールに基づき、情報共有化報告シートを活用し、情報を共有化するとともに、迅速に対応している。また、内容によっては、リスクへの対策会議を開催し検討している。

6. 取締役の職務の効率的な執行

「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成され、常勤監査役に加え社外監査役3名の出席により、経営の透明性、健全性を図っている。

7. グループ管理体制

グループ企業への内部監査の強化の上、内部統制評価確認会を実施して、グループ企業に対し、本社の基準に基づいた体制の整備を行っている。

8. 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、透明性の確保を図っている。代表取締役および会計監査人と定期的に会合し、取締役会等の重要な会議への出席や、内部統制室と連携することで、監査の実効性の向上を図っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、財務体質の強化、収益の状況および先行きの見通しなどを踏まえ、安定的な配当が行えることを基本的な方針といたしております。

当社は、2019年度より「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画」を推進し、全力を挙げて業績向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、業績につきましては前年を大幅に下回る厳しい商況で推移いたしております。

このような状況の下、剰余金の配当につきましては、経済情勢の変動に耐え得る内部留保と、累積損失の解消が当面の課題でありますとともに、適法かつ適正にその原資とし得る分配可能額の確保に至っておらず、誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきます。

引き続き復配に向け、業績向上に鋭意努力してまいりますので、何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	47,987	(負債の部)	39,730
流動資産	7,958	流動負債	26,897
現金及び預金	3,928	支払手形及び買掛金	3,839
受取手形及び売掛金	1,511	短期借入金	11,833
商 品	2,041	リ ー ス 債 務	131
貯 蔵 品	20	未 払 法 人 税 等	85
そ の 他	456	前 受 金	7,681
		賞 与 引 当 金	55
		ポ イ ン ト 金 券 引 当 金	149
		設 備 関 係 支 払 手 形	28
		そ の 他	3,090
固定資産	40,029	固定負債	12,832
有形固定資産	35,777	長期借入金	7,843
建物及び構築物	11,184	リ ー ス 債 務	153
土 地	24,011	再評価に係る繰延税金負債	2,874
リ ー ス 資 産	132	商品券回収損失引当金	788
建設仮勘定	11	退職給付に係る負債	818
そ の 他	438	資 産 除 去 債 務	279
無形固定資産	245	預 り 保 証 金	74
リ ー ス 資 産	153		
そ の 他	91	(純資産の部)	8,257
投資その他の資産	4,006	株 主 資 本	2,458
投資有価証券	1,323	資 本 金	10,532
差入保証金	2,037	資 本 剰 余 金	11,904
繰延税金資産	270	利 益 剰 余 金	△19,950
そ の 他	431	自 己 株 式	△27
貸倒引当金	△56	その他の包括利益累計額	5,799
資産合計	47,987	その他有価証券評価差額金	13
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,766
		退職給付に係る調整累計額	19
		負債・純資産合計	47,987

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	50,534
売上原価	38,958
売上総利益	11,576
販売費及び一般管理費	11,563
営業利益	12
営業外収益	
受取利息	0
受取賃貸料	65
協賛金収入	12
未回収商品券受入益	329
持分法による投資利益	57
助成金収入	198
その他	113
営業外費用	
支払利息	380
売上割引	325
商品券回収損失引当金繰入額	149
その他	98
経常損失	165
特別損失	
投資有価証券評価損	2
固定資産除却損	26
減損損失	159
税金等調整前当期純損失	353
法人税、住民税及び事業税	51
法人税等調整額	△515
当期純利益	111
親会社株主に帰属する当期純利益	111

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当期首残高	10,532	11,904	△ 20,061	△ 27	2,347
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			111		111
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	111	△ 0	111
当期末残高	10,532	11,904	△ 19,950	△ 27	2,458

	その他の包括利益累計額				純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	14	5,766	△ 14	5,766	8,113
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					111
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1		34	32	32
当期変動額合計	△ 1	—	34	32	143
当期末残高	13	5,766	19	5,799	8,257

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 4社
連結子会社は、株式会社山口井筒屋、株式会社レストラン井筒屋、株式会社井筒屋友の会、株式会社井筒屋商事であります。
 - (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社は、井筒屋サービス株式会社であります。
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等の合計が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の数 1社
持分法適用の関連会社は、株式会社ニシコンであります。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
持分法を適用しない非連結子会社は、井筒屋サービス株式会社であります。
(持分法を適用しない理由)
非連結子会社1社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は同一であります。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
 - ② たな卸資産
商 品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。
貯 蔵 品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、当社及び連結子会社において、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～34年
什器備品（その他） 5年～8年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
当連結会計年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ ポイント金券引当金
ポイント金券の発行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積額のうち、費用負担となる原価相当額を計上しております。
- ④ 商品券回収損失引当金
負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。ただし、連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計上の見積りの変更

(退職給付に係る負債の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

当社は従来、退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数を9年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を8年に変更しております。

なお、この変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(耐用年数の変更)

当社は、本店の一部ショップを改装することに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、取り壊し予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は203百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は203百万円増加しております。

(資産除去債務)

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額116百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、当社グループの事業活動にも大きな影響を及ぼしております。今後も当社グループの業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期は不透明な状況であります。

当社グループでは、固定資産の減損及び税効果会計等におきまして、当該業績への影響が少なくとも2022年2月末日まで続くと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建	物	9,320百万円
土	地	24,010百万円
	計	33,331百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	11,833百万円
長期借入金	7,843百万円
計	19,677百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

34,264百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算出

再評価を行った年月日 2001年2月28日

再評価を行った土地の当連結
会計年度末における時価と再
評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 5,857$ 百万円**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 11,480,495株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 23,693株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務である買掛金や借入金は支払期日に支払を実行できなくなる、流動性リスクに晒されています。

なお、当連結会計年度末において、当社グループではデリバティブ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、与信管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、その他の連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 金利変動リスクの管理

当社では、日常的に管理本部経理・財務部財務担当が当社グループの借入金の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで実施状況の把握・確認を行い、金利変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当社では、営業債務である買掛金や借入金について、各部署からの報告に基づき管理本部経理・財務部財務担当が適時に作成・更新する資金繰計画により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,928	3,928	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,511	1,511	－
(3) 差入保証金	2,037	1,958	△79
資産計	7,477	7,397	△79
(1) 支払手形及び買掛金	3,839	3,839	－
(2) 短期借入金	10,500	10,500	－
(3) 長期借入金	9,177	9,603	426
負債計	23,517	23,943	426

（注） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸商業施設等の賃貸不動産及び遊休資産を所有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末における時価
3,517	2,120

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（面積按分により調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 720円 78銭
2. 1株当たり当期純利益 9円 73銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1.減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した主な資産等

場 所	用 途	種 類	金額(百万円)
福岡県北九州市他	事業用資産	建物等	159

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループでは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである又はマイナスとなる見込みである事業用資産（サテライトショップ）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額 (百万円)
建 物 等	132
そ の 他	26
合 計	159

(4) 資産のグルーピングの方法

独立したキャッシュ・フローを生み出す事業単位を基準に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該単位ごとのグルーピングを行っております。

(5) 回収可能額の算定方法

各資産グループの回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として算定しております。

2.連結計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	45,180	(負債の部)	38,407
流動資産	7,125	流動負債	26,296
現金及び預金	3,778	支払手形	38
受取手形	7	買掛金	3,211
売掛金	1,323	短期借入金	16,733
商貯蔵品	1,639	未払法人税等	131
その他	15	前受り金	59
	360	預り金	309
		賞与引当金	3,072
		ポイント金券引当金	48
固定資産	38,055	設備関係支払手形	129
有形固定資産	35,602	その他	28
建物	11,012	固定負債	12,111
構築物	43	長期借入金	7,240
什器備品	391	リース負債	153
土地	24,011	再評価に係る繰延税金負債	2,874
リース資産	132	退職給付引当金	794
建設仮勘定	11	債務保証引当金	85
無形固定資産	237	商品券回収損失引当金	637
リース資産	153	資産除去債務	258
電話加入権	35	預り保証	67
その他	48	(純資産の部)	6,773
投資その他の資産	2,216	株主資本	996
投資有価証券	108	資本金	10,532
関係会社株式	81	資本剰余金	11,904
長期貸付金	3,285	資本準備金	11,904
差入保証金	821	利益剰余金	△21,412
繰延税金資産	199	利益準備金	1,127
その他	358	その他利益剰余金	△22,539
貸倒引当金	△2,638	繰越利益剰余金	△22,539
資産合計	45,180	自己株式	△27
		評価・換算差額等	5,776
		その他有価証券評価差額金	9
		土地再評価差額金	5,766
		負債・純資産合計	45,180

損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		43,960
売上原価		33,989
売上総利益		9,971
販売費及び一般管理費		9,804
営業利益		167
営業外収益		
受取利息	48	
債務保証引当金戻入益	15	
協賛金収入	12	
助成金収入	170	
その他の収益	423	669
営業外費用		
支払利息	597	
その他の費用	498	1,096
経常損失		259
特別損失		
投資有価証券評価損	2	
固定資産除却損	26	
減損損失	159	187
税引前当期純損失		447
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	△482	△469
当期純利益		22

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自株	己式	株 資 合	主 本 計
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計 繰 越 剰 余 金				
当期首残高	10,532	11,904	11,904	1,127	△22,561	△21,434	△	27	974	
当期変動額										
当期純利益					22	22			22	
自己株式の取得							△	0	△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	22	22	△	0	22	
当期末残高	10,532	11,904	11,904	1,127	△22,539	△21,412	△	27	996	

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	10	5,766	5,776	6,751
当期変動額				
当期純利益				22
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 0	—	△ 0	△ 0
当期変動額合計	△ 0	—	△ 0	21
当期末残高	9	5,766	5,776	6,773

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法によっております。
時価のないもの
 - (2) たな卸資産
商 品 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) により評価しております。
貯 蔵 品 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) により評価しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、当社において、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 10年～34年
什器備品 5年～8年
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
当事業年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (3) ポイント金券引当金
ポイント金券の発行に備えるため、当事業年度末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積額のうち、費用負担となる原価相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証引当金

子会社等の財政状況を勘案し、債務超過解消不能見込額を計上しております。

(6) 商品券回収損失引当金

負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 会計上の見積りの変更

(退職給付引当金の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

当社は従来、退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数は9年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を8年に変更しております。

なお、この変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(耐用年数の変更)

当社は、本店の一部ショップを改装することに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、取り壊し予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益は203百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は203百万円増加しております。

(資産除去債務)

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額107百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

7. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしております。今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期は不透明な状況であります。

当社では、固定資産の減損及び税効果会計等におきまして、当該業績への影響が少なくとも2022年2月末ごろまで続くと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務				
(1) 担保に供している資産				
建	物			9,320百万円
土	地			24,010百万円
	計			33,331百万円
(2) 担保付債務				
短期借入金				11,733百万円
長期借入金				7,240百万円
	計			18,973百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額				32,956百万円
3. 保証債務				
関係会社の銀行借入金等に対する債務保証（連帯保証）				
株式会社山口井筒屋				703百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務				
長期金銭債権				3,285百万円
短期金銭債務				7,885百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引高			
売上高			0百万円
関係会社に対する商品供給高			199百万円
仕入高			635百万円
販売費及び一般管理費			455百万円
(2) 営業取引以外の取引高			354百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	23,693株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	14百万円
貸倒引当金	791百万円
ポイント金券引当金	38百万円
退職給付引当金	238百万円
債務保証引当金	25百万円
商品券回収損失引当金	191百万円
土地・建物等減損損失	47百万円
合併による引継資産に係る評価損	1,883百万円
関係会社株式評価損	865百万円
税務上の繰越欠損金	3,390百万円
資産除去債務	77百万円
その他	116百万円
繰延税金資産小計	7,681百万円
評価性引当額	△7,109百万円
繰延税金資産合計	571百万円
繰延税金資産の純額	199百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	0百万円
資産除去債務に対応する除去費用	31百万円
合併受入固定資産評価益	338百万円
繰延税金負債合計	371百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)山口井筒屋	100.0	・資金援助 ・役員の兼任等	・資金の貸付 ・受取利息 ・債務保証	130 33 703	長期貸付金 — —	2,233 — —
子会社	(株)レストラン井筒屋	100.0	・資金援助 ・役員の兼任等	・資金の貸付 ・受取利息	37 15	長期貸付金 —	1,043 —
子会社	(株)井筒屋友の会	100.0 (4.0)	・友の会費積立借入 ・役員の兼任等	・資金の借入 — ・支払利息	181 — 234	短期借入金 預り金 —	5,000 2,745 —

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 議決権等の所有割合の()は、間接所有の内数であります。

3. 取引金額のうち、「資金の貸付」「資金の借入」については、貸付額(借入額)と返済額とを相殺し、純額を記載しております。

役員

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤田 光博	-	-	当社監査役 (株)北九州銀行 代表取締役 会長	(被所有) 直接 0.0	資金の借入及び債務被保証	資金の借入 資金の返済	6,460 5,960	短期 借入金	5,460
							担保提供 (注2)	5,460	—	—
							資金の借入 資金の返済 (注1)	— 655	長期 借入金	4,516
							担保提供 (注2)	4,516	—	—
							利息の支払 (注1)	191	その他(流 動資産)	10
							当社グループが発行した前払式証券に対する被保証 (注1)	3,822	—	—
							保証料の支払 (注1)	19	その他(流 動資産)	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 資金の借入及び債務被保証については、監査役藤田光博氏が代表権を有する第三者(株)北九州銀行)との取引であります。資金の借入は、他の金融機関との取引と同様、一般的な借入条件で行っております。債務被保証は、当社グループが発行した前払式証券に対して債務保証を受けており、他の保証機関と同様の一般的な条件で行っております。

(注)2 金銭の借入に対して担保を差し入れているものであり、取引金額は借入債務の期末残高であります。

※ 取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 591円 19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円 93銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(その他の注記)

1.減損損失

(1) 減損損失を認識した主な資産等

場 所	用 途	種 類	金額 (百万円)
福岡県北九州市他	事業用資産	建物等	159

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである又はマイナスとなる見込みである事業用資産（サテライトショップ）について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額 (百万円)
建 物 等	132
そ の 他	26
合 計	159

(4) 資産のグルーピングの方法

独立したキャッシュ・フローを生み出す事業単位を基準に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該単位ごとのグルーピングを行っております。

(5) 回収可能額の算定方法

各資産グループの回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として算定しております。

2.計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

株式会社 井筒屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 英 治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社井筒屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社井筒屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

株式会社 井筒屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 英 治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社井筒屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて当監査役会の定める評価基準に基づき監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月20日

株式会社 井 筒 屋 監査役会

常勤監査役	日 高 伸 一	Ⓧ
監 査 役	辰 巳 和 正	Ⓧ
監 査 役	成 清 雄 一	Ⓧ
監 査 役	藤 田 光 博	Ⓧ

(注) 監査役 辰巳和正、成清雄一、藤田光博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を解消し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少いたしたいと存じます。なお、資本金の額の減少は、貸借対照表「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様様の所有株式や1株当たりの純資産額に影響を与えることはありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額10,532,168,341円のうち、10,432,168,341円を減少し、減少する資本金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少がその効力を生じる日

2021年7月1日

(3) 備考

2021年4月20日開催の取締役会の決議により、同年7月1日を効力発生日として、会社法第448条第1項、第459条第1項第2号および当社定款第38条の規定に基づき、資本準備金10,980,130,142円を減少し、「その他資本剰余金」に、また、利益準備金1,127,023,379円を減少し、「繰越利益剰余金」に振り替えるとともに、本議案が原案どおり承認されその効力が生じることを条件として、会社法第452条、第459条第1項第3号および当社定款第38条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額21,412,298,483円を繰越利益剰余金に振り替えることにより当社貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損額を解消する旨の決定をしております。

上記(1)および(3)の効力が発生した場合、以下のとおりとなる予定です。

	2021年2月末	増 減	効力発生後(見込)
資 本 金	10,532,168,341円	△10,432,168,341円	100,000,000円
資 本 準 備 金	11,904,338,230円	△10,980,130,142円	924,208,088円
利 益 準 備 金	1,127,023,379円	△1,127,023,379円	0円
その他資本剰余金	0円	+21,412,298,483円 △21,412,298,483円	0円
繰越利益剰余金	△22,539,321,862円	+22,539,321,862円	0円

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、当社取締役の任期は1年といたしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	かげ やま ひで お 影 山 英 雄 (1952年11月5日生)	1975年4月 当社入社 1995年2月 当社本店紳士服部部长 1999年3月 当社営業本部外販統括室お得意様外商部ゼネラルマネージャー 2001年3月 株式会社久留米井筒屋出向（執行役員待遇） 2005年9月 当社社長室ゼネラルマネージャー 2006年5月 当社執行役員 2010年3月 当社社長執行役員 2010年5月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長） 2017年3月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長兼外商統括室長） 2019年9月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長） 現在に至る	4,091株	なし
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2010年より当社代表取締役社長を務め、経営基盤の強化および財務体質の改善を図るなど、経営者として豊富な経験と幅広い見識等を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	かね いし いち ろう 兼 石 一 郎 (1955年10月8日生)	1978年4月 株式会社山口銀行入行 2001年4月 同行西新支店長 2003年1月 株式会社ちまきや出向 2005年6月 株式会社山口銀行大分支店長 2007年4月 同行審査第2部長 2009年6月 同行取締役福岡支店長 2011年6月 同行取締役北九州本部長 2011年10月 株式会社北九州銀行取締役 2013年6月 ワイエムセゾン株式会社代表取締役社長 2017年4月 当社入社 経営企画・内部統制室担当 顧問 2017年5月 当社取締役常務執行役員（管理副本部長 経営企画担当兼内部統制室長） 2020年5月 当社取締役常務執行役員（管理副本部長兼内部統制室長） 現在に至る	3,505株	なし
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2017年より当社取締役として経営に参画しており、株式会社山口銀行の取締役およびワイエムセゾン株式会社の代表取締役社長として長年企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有していることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			
3	よし だ いさお 吉 田 功 (1979年12月26日生)	2003年4月 当社入社 2017年3月 当社管理本部経営企画グループ長 2019年9月 当社執行役員（黒崎店長） 2020年5月 当社取締役執行役員（本店長） 2021年3月 当社取締役常務執行役員（営業副本部長兼営業企画担当） 現在に至る	879株	なし
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2017年より当社管理本部経営企画グループ長として事業構造改革等の策定・推進に携わった後、取締役営業副本部長として営業全般を統括し、営業力の強化等に取り組むなど、優れた知見を有していることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
4	<p style="text-align: center;">やす だ けん たろう 安 田 堅 太 郎 (1964年1月17日生) 【社外取締役候補者】</p>	<p>1987年4月 西日本鉄道株式会社入社 2002年7月 同社自動車局乗合バス事業本部営業第一課課長 2006年7月 西鉄観光バス株式会社取締役総務部長 2008年7月 同社取締役営業部長 2011年7月 西日本鉄道株式会社自動車事業本部計画部次長 2012年7月 西鉄バス北九州株式会社取締役営業本部長 2013年7月 西鉄観光バス株式会社代表取締役社長 2015年7月 西日本鉄道株式会社自動車事業本部営業部部長 2017年7月 同社自動車事業本部営業企画部部長 2019年4月 同社執行役員自動車事業本部副本部長兼業務部長 2020年4月 西鉄バス北九州株式会社代表取締役社長 現在に至る 2020年5月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 西鉄バス北九州株式会社代表取締役社長 西日本鉄道株式会社執行役員</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割等ならびに在任期間】 同氏は、西日本鉄道株式会社の執行役員および西鉄観光バス株式会社の代表取締役社長として長年企業経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等に基づき適切な助言・意見をいただいております。選任後は主に経営的な目線からの助言・意見を引き続きいただくことで、取締役会の監督機能の強化に繋げていくことが期待できることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。 なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p>	0株	欄外 (注)2.① 参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
5	まつ もと けい ※松本圭 (1968年3月1日生)	1991年4月 当社入社 2011年3月 当社食品部 統括担当課長兼総菜・催事・医薬品担当課長 2012年3月 当社人事部 株式会社山口井筒屋出向 2015年3月 当社本店食品グループ長 2017年3月 当社食品MDグループ長 2017年9月 当社本店紳士服・子供服部長 2020年5月 当社執行役員(株式会社山口井筒屋代表取締役社長) 2021年3月 当社執行役員(本店長) 現在に至る	1,046株	なし
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社食品グループ長、紳士服・子供服部長および株式会社山口井筒屋代表取締役社長として長年営業部門に携わり、営業に関する豊富な経験と幅広い見識等を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			
6	くぼ た やよ い ※窪田弥生 (1965年3月16日生) 【社外取締役候補者】	1998年10月 司法試験合格 1999年4月 司法修習 第53期生 2000年12月 弁護士登録 2000年12月 辰巳和正法律事務所入所 2004年3月 辰巳和正法律事務所退所 2004年4月 春和法律事務所入所 2005年1月 春和法律事務所退所 2005年2月 清和法律事務所開設 同所長弁護士 現在に至る (重要な兼職の状況) 清和法律事務所 所長弁護士 株式会社サンリブ 社外監査役	0株	欄外 (注)2.② 参照
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】 同氏は、これまで弁護士として培ってきた専門知識およびその経験を、当社の経営に反映していただくとともに、独立、公平な立場から客観的かつ法的な見地を踏まえた経営の監視を遂行していただくことで、取締役会の監督機能の強化に繋げていくことが期待できることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。 また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であります。前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社との特別の利害関係について
- ①安田堅太郎氏が代表取締役社長を務める西鉄バス北九州株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。また、同氏が執行役員を務める西日本鉄道株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。
- ②窪田弥生氏が社外監査役を務める株式会社サンリブは、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。
3. 各候補者が取締役就任した場合は、当社が継続し更新する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(14ページ)に記載のとおりであります。
4. 当社は、安田堅太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、窪田弥生氏が選任された場合には、当社は、同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 安田堅太郎、窪田弥生の両氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、安田堅太郎氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届出を継続する予定であります。また、窪田弥生氏につきましても東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて策定した当社の社外役員の「独立性基準」(インターネット上のウェブサイト (<http://www.izutsuya.co.jp/>) に掲載しております。)を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 辰巳和正、成清雄一の両氏が任期満了となり、監査役 日高伸一氏が辞任により退任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	なる きよ ゆう いち 成 清 雄 一 (1962年3月18日生) 【社外監査役候補者】	1987年4月 TOTO株式会社入社 2010年4月 同社人財開発本部長 2011年4月 同社執行役員人財開発本部長 2014年4月 同社執行役員コーポレートグループ、 法務本部担当兼人財本部長兼Vプラン マネジメントリソース革新担当 2014年6月 同社取締役常務執行役員コーポレート グループ、法務本部担当兼Vプランマ ネジメントリソース革新担当 2016年4月 同社取締役常務執行役員法務、人財、 財務・経理、情報企画、総務、物流、 購買、工務担当兼Vプランマネジメン トリソース革新担当 2017年4月 同社取締役常務執行役員物流、購買 法務、情報企画、総務、工務担当 2017年5月 当社監査役 現在に至る 2018年4月 TOTO株式会社取締役 2018年6月 同社常勤監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) TOTO株式会社常勤監査役	2,771株	欄外 (注)2. 参照
	【社外監査役候補者とした理由および在任期間】 同氏は、TOTO株式会社の取締役として長年企業経営に携わり、また、同社の常勤監査役として経営全般の業務執行の監査を行っており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、今後もその継続を期待できることから監査役として適任であると判断し、監査役候補者とするものであります。 なお、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	<p style="text-align: center;">あか さか ひで のり ※ 赤 坂 英 典 (1954年11月21日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社 2002年5月 当社人事部ゼネラルマネージャー 2007年4月 当社黒崎店業務部ゼネラルマネージャー 2008年1月 当社人事部ゼネラルマネージャー 2008年5月 当社執行役員 2011年5月 当社取締役常務執行役員（管理本部長） 2013年5月 当社取締役専務執行役員（管理本部長） 2014年3月 当社取締役専務執行役員（管理本部長 経営企画担当） 2015年3月 当社取締役専務執行役員（管理本部長） 2017年3月 当社取締役専務執行役員（管理本部長 兼内部統制室長） 2017年5月 当社取締役専務執行役員（管理本部長） 現在に至る</p> <p>【監査役候補者とした理由】 同氏は、2011年より当社取締役として管理本部（経営企画部、総務部、人事部、経理・財務部等）を統括し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。 同氏が経営全般の業務執行の監査を行うことは、監査機能の強化に繋がることから期待できることから監査役として適任であると判断し、監査役候補者とするものであります。</p>	5,740株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
3	うめ だ ひさ かず ※梅田久和 (1960年2月18日生)	1995年10月 公認会計士第2次試験合格 1995年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1999年4月 公認会計士登録 2005年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 退所 2005年7月 梅田公認会計士事務所開設 同所長 公認会計士 現在に至る 2017年5月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 梅田公認会計士事務所所長 公認会計士	0株	なし
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、2017年より当社社外取締役として経営に参画し、公認会計士・税理士として培ってきた専門知識およびその職業をもとに得た経験を当社の経営に反映していただいております。 同氏が公認会計士・税理士としての専門知識をもとに、経営全般の業務執行の監査を行うことは、監査機能の強化に繋がることが期待できることから監査役として適任であると判断し、監査役候補者とするものであります。			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との特別の利害関係
成清雄一氏が常勤監査役を務めるTOTO株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。
3. 各候補者が監査役に就任した場合は、当社が継続し更新する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(14ページ)に記載のとおりであります。
4. 当社は、成清雄一氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。
同氏が社外監査役に選任された場合には、当社は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 成清雄一氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届出を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役の候補者のうち、塩塚真由子氏は本総会において第3号議案が原案どおりに承認された場合に監査役に選任される赤坂英典氏の補欠の監査役として、作間 功氏は監査役藤田光博氏ならびに本総会において第3号議案が原案どおりに承認された場合に監査役に選任される成清雄一、梅田久和の両氏の補欠の監査役候補者として、それぞれ選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	しおづかまゆこ 塩塚 真由子 (1967年1月1日生)	1987年4月 当社入社 2009年3月 当社社長室秘書担当課長 2010年3月 当社総務部課長 2014年3月 当社総務部庶務担当長 2017年3月 当社総務グループ総務担当マネージャー 2019年3月 当社総務部総務担当マネージャー 2021年3月 当社総務部長 現在に至る	2,988株	なし
2	さくまこう 作間 功 (1958年11月5日生)	1985年10月 司法試験合格 1986年4月 司法修習生 1988年4月 弁護士登録 1988年4月 近江法律事務所入所 2000年4月 近江法律事務所代表弁護士 現在に至る (重要な兼職の状況) 近江法律事務所 代表弁護士	0株	なし

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係はありません。
 2. 作間 功氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。
 3. 作間 功氏は補欠の社外監査役候補者とする理由は、同氏はこれまで弁護士として培ってきた専門知識・経験を、当社監査機能の強化に繋げていくことが期待できることから補欠の社外監査役候補者といたしました。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与していない候補者であります。前記の理由により補欠の社外監査役候補者といたしました。
 4. 作間 功氏が就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定です。
 5. 候補者が就任した場合は、当該候補者は当社が継続し更新する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(14ページ)に記載のとおりであります。

以上

株主総会会場ご案内図



場所 北九州市小倉北区船場町4番8号
井筒屋新館 9階パステルホール



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

